

予約不要・無料

専門家による 生活なんでも相談

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

浸水した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…

被災した人の
所得税の減免制度
(雑損控除)
って？

日時

令和5年11月～終期未定

平日 第2水 曜日

10:00～12:00

場所

清水区役所 4階

★ 曜日や時間帯、場所が変更となることもあるため、最新情報を静岡市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください

★ どなたでも(清水区以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

主催

静岡県災害対策士業連絡会

静岡県弁護士会

☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士団体加盟